

○議長（中上良隆君）順番3、9番 上田君。

〔9番（上田良治君）登壇〕

○9番（上田良治君）議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、一般質問を行います。

処分される自転車の利活用についてということで、自転車は市民生活をしていく上で、非常に便利で身近な交通手段として、幅広く利用されています。また、近年の健康志向の高まりなどにより、自転車利用者の増加や自転車の低価格化などの影響により、各家庭での需要が増えてきております。

昭和55年に、自転車の安全利用の推進及び駐輪対策の総合的な推進に関する法律が制定され、地方公共団体または道路管理者に、駐輪場需要の著しい地域などにおいて自転車駐輪場の設置が求められ、本市においても役所や公民館、駅など公共施設に駐輪場を設け、利用者の利便性や歩行者の交通安全の確保に努めていただいておりますが、整備、設置については、まだまだ行き届いていない状況であるように思われます。

特に、駅前など放置自転車が増加し、利用する方が不便な状況になっています。まちの美観も悪くしています。また、持ち主に返還される自転車と、引き取られずにクリーンセンターなどに処分されるものがあると思いますが、自転車法第6条3項は、処分自転車は売却し、買受人がいないとき、または売却できないと認められるときは廃棄物として処分することができる、となっております。

当市についても、業者に売却をして利益をいくらか得ていると思いますが、この持ち主が現れない放置自転車を修理し、公用自転車

として利用するエコサイクルを導入して、職員が公用車のかわりに活用することで、二酸化炭素の排出削減や経費節約につながり、放置問題や安全対策など、2kmから5km程度なら自動車よりも短時間で移動できるなど、移動手段としてもすぐれた特性を持っております。

また、自転車に乗ることは健康づくりに役立ちますし、小回りがきき、気楽に足をとめることができるため、人と人、市民との交流を活発にします。

このような観点から、自転車利用を推進する手がかりともなるので、今後については、放置自転車を修理して環境に優しいまちづくりの実現や、自転車のメリットを生かすことのできるまちづくりをめざしていただきたく思いますので、以下の質問をいたします。

1番、本市の放置自転車の撤去台数をお聞かせください。2番、放置自転車等の処分方法についてお尋ねいたします。3番、放置自転車撲滅の対応策や利活用についてお尋ねいたします。

次に、水路の維持管理について。水路の清掃については、地区ごとにそれぞれ区で管理をお願いしているのが現状であります。また、農業関係者が組織している水利組合の方々にも、維持管理をお願いしているところもございます。

一般家庭から排出される排水には、し尿のほか、台所やふろ場からの排水があり、これらの排水は、生活環境の保全及び公衆衛生の向上の観点に立ち、より快適で豊かな水環境を得るために適正に処理する必要があるとともに、潤いのある快適な環境をめざして、生

活排水や事業排水を流している皆さまにもご協力をいただき、合同による水路の清掃を実施していただいているところが増えているということで、大変うれしく感じているところでもあります。

しかしながら、住民の方からいろいろな意見をお聞きいたしますので、紹介しておきます。

水路の清掃や草刈り等は市にやってもらえないのか。何のために税金を払っているのか。また、別の意見は、たくさん田んぼを持っている人も少しの人も、人数割が同じでは不公平だ。協力しないで、出不足料を払えば済むと考えている方もいる。水を流しているところはみんな出てきてやるべきだ。その理屈でいくと、住民みんなで協力してやらなければならないが、受け入れられていない。水質保全の啓発推進は、わかりやすく住民に説明をされているのか。数件で取り組んでも意味がない。家を建てるときに、ほかに流すところがないからやむなくとか、市の関係者が出てきて手伝いをするべきでは、などいろいろな意見をお聞きいたします。

都市下水路については、長期間水路の維持管理が置き去りにされている現状で、土砂や草、最近では外来草のクレソンが繁殖し、大雨などにより流れ着いた草が1箇所には堆積して、水路がせきとめられ冠水する被害が避けられない状況であるので、早急に予算をつけていただきたいとの要望もございました。

都市下水路は、雨水による洪水や冠水等から地域を守る役割を持っており、洪水被害軽減や水環境保全の一役を担う水路として、より一層の整備が期待されているところであり、整備と維持管理の費用は市が負担することが原則であります。

都市下水路周辺のメリットを受ける者も、適切に分担すべきであるということも理解しておりますが、その水源を全く活用していな

い箇所については、早急に清掃することが求められていると思いますので、以下の質問をいたします。

1番、水路の清掃や草刈り等をすべて市が実施すると、予算はいくら要りますか。2番、住民からいろいろな意見があるが、当局はどのように考えておられますか。3番、都市下水路の整備や維持管理の分担はどのようになっておるのか。

次に、小・中学校における暑さ対策についてということで、和歌山県教職員組合が、公立小・中学校を対象に実施した暑さに関するアンケートの結果によると、クーラーの設置が進んでいない学校では、集中力の欠如や食欲不振などの弊害が出ているとして、各市町村や県教委などに速やかに対応を求めています。

アンケートは、教室へのクーラーの設置が進まない中、温暖化による気温上昇や夏休み短縮の影響を調べるため、県内の小・中学校と障害児学校、全428校を対象に実施され、このうち209校、48.8%の教職員らから回答があり、教室については、小学校の65%、中学校の51%が「我慢できないほど暑い」と答えています。このうち「快適」とした7校は、当たり前の回答で、いずれもクーラーが設置されていた学校でありました。

暑さによって集中力が落ちていると回答した学校は、小学校で92%、中学校で82%にのぼり、汗でノートやプリントが引っ付く、持参した弁当による食中毒が心配、それと食欲不振で給食を残す子どもが増えている、などの声が上がっております。

一昔前とは明らかに地球環境は変わっているのが現状です。当市はこのことについて、どのようなお考えをお持ちなのか、以下質問をいたします。

1番、市内の小・中学校の状況は調査され

ておりますか。2番、今後の対応についてお聞かせください。

次に、小・中学校の運動会について。

次に、当市の小・中学校の運動会日程については、ほとんどが9月中頃よりとり行われておりますが、今年も9月の時期は異常気象の影響で温暖化が進み、例年に続く暑い日が予想されます。

他府県では、梅雨時期に入る前の5月に運動会を開催している学校が増えている中で、当市は開催時期の変更などの話し合いをされたのですか。去年の運動会では、相次いで熱中症にかかり、救急車で搬送される生徒もおられました。

教育委員会として各学校に注意を促しておられたようですが、多くの学校の子どもたちは、水分不足で炎天下の中、観戦をしていたのが事実です。

熱中症は、認識不足と無理から起こると言われておりますが、最悪の場合、死に至るものでありますので、運動会について各学校への指導はどのようにされていくのか、以下の質問をいたします。

1. 猛暑の中、とり行われる運動会の注意指導はどう促していくのか。2. 運動会の開催時期を見直すお考えはあるのですか。

以上で、私の1回目の質問を終わります。

○議長（中上良隆君）9番 上田君の一般質問に対する答弁を求めます。

教育長。

〔教育長（森本國昭君）登壇〕

○教育長（森本國昭君）上田議員の、小・中学校における暑さ対策についてお答えをいたします。

まず、冷暖房機器設置の状況でございますが、本年5月1日現在で調査した内容を申し上げます。

市内小・中21校で、冷暖房機器が設置され

ている普通教室は、隅田小学校のプレハブ対応の1教室だけでございます。それ以外の学校では、普通教室に冷暖房機器は設置されておりません。冷暖房機器が設置されているのは、校長室、職員室、保健室、コンピュータ室、特別支援学級です。児童生徒、教職員等に冷暖房機器設置に関するアンケート等は行っていません。学校は、児童生徒が一日の大半を過ごす場所であり、快適な教育環境の整備は必要であると認識しておりますが、財政上の問題もあり、冷暖房機器の設置は必要最小限の整備となっております。

今後の対応とのおたただしですが、暑さ対策として、平成19年度より普通教室に扇風機の設置を年次計画で行っております。冷暖房機器の設置については、今のところ計画はしておりません。教育委員会としては、学校施設の耐震化等の安心・安全に関する整備を最優先に計画してまいりたいと考えていますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、小・中学校の運動会のご質問にお答えいたします。

各学校の教育課程の決定は、学校長が責任を持って決定することになっております。学校行事である運動会、体育大会につきましても、その実施時期、内容につきましては、学校とPTAが協議をして決定をしています。

本年度の運動会、体育大会の実施時期ですが、小学校は1校が6月開催であることを除き、すべてが9月下旬から10月に、また中学校では9月中、下旬を予定しております。

5月開催については、かつて実施した学校もありましたが、年度はじめは落ちついて学習や学級づくりに取り組む必要があること、また、児童生徒が主体となった演技種目づくりを行うには、夏期休業期間の活用が効果的であること、そして多くの保護者が秋の開催を希望している等の理由から、秋の開催を決

定しています。

さて、猛暑の中とり行われる運動会の注意指導はどうしているか、とのことですが、児童生徒の健康状態を第一に考え練習を行うこと、長時間野外で過ごすため、熱中症などの対策をとることなど、校長会を通じて、あるいは文書により伝えております。

どの学校も暑さ対策については配慮しており、児童生徒の健康管理、体調管理はもとより、帽子の着用、水分補給の指導・指示、休憩の回数を増やしたり、テントを設営し陰をつくったり、練習時間の短縮、効率化に努めるなど、できる限りの注意を払っております。

また、昨年度は、9月も非常に暑かったことから、本年度は実施時期を一週間遅らせる学校が多く見られます。

次に、運動会の開催時期を見直す考えはあるのか、ということですが、冒頭にもお答えしたとおり、各学校では毎年、カリキュラムの見直しを行っております。運動会、体育大会、スポーツ大会や文化活動、遠足等、屋外で実施される学校行事についても、教科指導との関連の中で、どの行事をどの時期に、どの方法内容で実施するか検討を行っておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（中上良隆君）建設部長。

〔建設部長（樽井豪男君）登壇〕

○建設部長（樽井豪男君）続きまして、放置自転車のご質問にお答えします。

放置自転車の撤去台数についてですが、平成19年度は128台、うち返還台数4台、処分台数124台、平成18年度は104台、そのうち返還台数はゼロ台、処分台数は104台であります。

2番目の、放置自転車の処分方法についてですが、30日以上使用していないと判断される自転車に通告札、その後14日以上で警告札、さらに14日以上で市保管場所に撤去します。

所有者の判明したものについて、返還通知書を送付し、保管撤去の告示を60日間行い、保管から30日で催告（再通知）、その後、16日間申し出のないものについて処分の告示を14日間行い、それでも申し出のない自転車は廃棄処分となり、クリーンセンターで処分をお願いしております。処分方法につきましては、業者に19年度までは1台100円で売却しております。

3番の、放置自転車撲滅の対応策についてですが、各駐輪場の出入り口付近に「何日も放置されますと不要物件として処分します。」という内容で看板を設置しています。また、市道上につきましては、警告札を取り付け対応しています。

また、利活用につきましては、使える自転車について社会福祉協議会、福祉課等を通じて申し出があれば優先し、無料で譲渡いたす考えであります。

議員おただしの、環境問題及び自転車のメリットを生かせるよう、修理費等の問題もありますが、各関係部署に利用の問いかけを行いたいと考えます。また、県下他市の状況については、公用使用は2市で数台程度、処分方法については廃棄処分と聞いております。

次に、水路の維持管理の質問にお答えいたします。

まず、第1番目の、水路の清掃や草刈り等をすべて市が実施すると、予算はいくらのおただしですが、現在、市内全域で環境美化のため、住民の方々による清掃活動を行っていただいております。建設部管理の水路及び法定外水路を含めると、非常に多額の費用が必要であります。今後も、住民の方々のご協力により、清掃をお願いしたいと考えます。

次に2番目の、住民からいろいろな意見があるが、当局はどのように考えているのかについてですが、農業用水と生活排水が兼ねて

いる水路が多く、水質保全等の問題もありますが、下水道、合併浄化槽等の普及により、以前より若干ですが改善してきていると考えます。住民の方のご意見の中にはさまざまなご意見がございますが、1番目にお答えしたとおりでありますので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（中上良隆君）上下水道部長。

〔上下水道部長（上田敬二君）登壇〕

○上下水道部長（上田敬二君）次に、都市下水路の維持管理についてお答えいたします。

都市下水路は下水道法の規定により、主として市街地における下水を排除し、あわせて公共用水域の水質の保全に資するために市が設置しております。このうち、垂井都市下水路は地域の関係者のご協力を得て、昭和57年11月30日に都市下水路として指定されております。

市下水路の維持管理については、本年4月から、本市事務分掌条例の一部改正により、建設部から上下水道部へ移行されました。

議員おただしの都市下水路の維持管理については、定期的に現場を巡視した上で、安全管理や土砂出し等の地元では困難なことにつきましては市で対応を行いますが、日常管理につきましては、これまで同様、地元受益者をお願いいたしたく存じます。

ご理解をお願いいたします。

○議長（中上良隆君）9番 上田君、再質問ありますか。

9番 上田君。

○9番（上田良治君）お答えいただきましてありがとうございます。

それでは、順番によりまして再質問をしていきたいと思っております。

まず1番の、処分される自転車の利活用についてお答えをいただいたんですが、まず、撤去台数については、平成18年度は104台、19

年度は128台ということで、年々放置自転車が増えてきておるといことなんですが、持ち主に返還された自転車では、18年度はゼロ台、19年度で4台ですか、そういったことで、大半が引き取られずにクリーンセンターへ持ち込んで処分されておるといことだと思んですが、2番の処分方法についてお尋ねしたいんですが、今、自転車1台100円で業者に処分していただいておりますといことなんですが、資源ごみとして出されておるといことなんですが、いろいろと資源ごみ、それと粗大ごみとして出されておる、部品取りとかそういったもので、t当たりで業者に売却、引き取ってもらっているという、有償による処分をいただいておりますといことでもあると思んですが、いろいろとこれ、私調べてみますと、この放置自転車を回収して、また分別してまた再生をする、そういった廃棄物としても処分してくれておる業者といのがかなりあるんですね。

これは奈良県のほうで、とりに来てもらって売却、1台100円でしていただいているようなんですが、いろいろとこの引き取り処分費用というものを調べてみますと、小分けの設定によって価格を設定しておるところがあるといこと紹介しておきますと、一輪車といと1台100円、子ども用三輪車といと250円、子ども用、大人用、電動用、三輪用自転車といのもございまして、それは1台500円とってかれておるんですね。それから、メーカーの自転車、ちょっとブランドものの自転車やったら1台1,000円とってかれておるといこと、そういう小分けによる引き取りをしていただいておりますといこと、現在、橋本市は中島のクリーンセンターと高野口のクリーンセンター、今は、処分方法は、現在統一して売却しておるといことなんですが、これも調べてみますと、

19年度で言いますと、中島と高野口で自転車が計801台ですね。801台の数を処分しておるんですね。今後ともこの収益を上げていくのなら、やっぱり他の業者と今後比較した上で、価格の交渉をしていくということが大事やと思うので、そういったことをお尋ねしたいというのと、それで、鉄が高いときは粗大ごみとして、鉄、今1t何万円で業者に引き取っていただいているのかわからないんですが、鉄が高いときに合わせて粗大ごみとして処分すると。そういったことで収益増にもつながるとのこと。

それと、来年から広域組合にごみの処理は移行されるんですが、そういったことについても、各市町村の放置自転車、これは財産にもつながってくるので、そういったところもあわせて、再度お伺いしたいと思います。

○議長（中上良隆君）建設部長。

○建設部長（樽井豪男君）まず、放置自転車の件、台数につきましては、やはりクリーンセンターと十分協議した中で、販売方法等、処分方法等はまた担当課同士で詰めたと思っております。

ちなみに7市の状況なんですけども、まず4市ほどはそのまま有価物としないで処分しておるのが実態でございます。

以上です。

○議長（中上良隆君）市民部長。

○市民部長（岸田茂利君）議員おただしの放置自転車の処分ですが、建設部長が申し上げましたように撤去処分ということで、クリーンセンターでは議員ご指摘のとおり、1台100円で引き取っていただいておりますけれども、ご指摘のありましたように金属、粗大ごみということで、今年度はt当たり4万9,500円で売却をしております。

したがいまして、リサイクルという観点でいきますと100円で引き取っていただい

りますけれども、収益的な勘定でいきますと金属粗大ごみということで売ったほうが、1台当たり500円近くで売れるんじゃないかということで、コスト的には比較をしておりますけれども、いろいろそういう格好で、リサイクルを優先するのか、収益を優先するのかという微妙なこともございますので、今後検討はしていきたい。

それから、他市の状況でご説明がございましたように、いわゆるブランドの自転車であるとか三輪自転車という、いわゆる小分けの売却方向についても、勉強しまして検討はしていきたいと思えます。

以上です。

○議長（中上良隆君）9番 上田君。

○9番（上田良治君）私は、まだ使えるような自転車、それも全部処分せえと言うておるんじゃないんですね。もう修繕、修理しにくい、お金がかかるような自転車について処分、それは大半と思うんです。要らへんかったんやからクリーンセンターへ持っていったんやからね。その分についての売却処分については、いろいろと小分けして引き取ってるところがあるので、そういう方法もあるので検討してくださいよということ。

それで、この3番の中で、3番に移っていくんですけども、撲滅対策の対応、利活用についてということで、これは、私は持ち主が現れない放置自転車をエコサイクルをしてくださいと。エコサイクルして再利用する、それで職員の方が公用車のかわりに活用すると。これは大きいことになるかもしれませんが、今も何台、数台ですか、数台は使える自転車をちょっと修繕していただきまして、管理課が中心になって、建設課、福祉課、社会福祉センターなどに無料で自転車を配付しておるといってお答えであったと思うんですがね。

そういったことで、自転車を活用すること

によって、二酸化炭素の排出削減につながりますね。それでまた、健康づくりにも役立つということで、実施しておる自治体が今、増えてきておるんですが、少ないように言われてたけど。例えば、この間ニュースでやりましたけども、京都においては人力車、これを要らなくなった自転車を利用して、それでその人力車1台当たりの材料費で言いますと、だいたい自転車と、それで軽自動車のシートとかを使って、使えないものを材料費で言うたら2,000円ぐらいでできるんやて、人力車が。それをそういう形で走らせてる。そういったことでエコサイクルしておるという実情があるんです。

そういったことで、今度、放置自転車の再利用ということで、アイデアとして各課に2台ぐらいは配っていただきたいし、各課の出先機関、多いところやったらもっとほしいというところがあると思うので、今後ともどんどんどんどん呼びかけをしていただいて、そういった要らなくなった放置自転車をエコサイクルして、そして公用車、集中管理していくというような格好もええと思うんです。自動車みたいに距離数とか、そんなもんも書かんでもええので、どんどん経費節減にもつながるし、環境、これからの対策にもつながってくるということで、今後については導入をぜひとも試みていただきたい。

それで、いろんな問題点があると思うんですが、その導入に際しては、私、提案しておきますけども、保管、いろいろと言うてくれました。保管期間の切れた傷みの少ない自転車というものは、一旦業者に引き取ってもらおう。まだ使えるような自転車はね。修繕していかなあかんということで、一旦業者に買い取ってもらって、整備や防犯灯を再度施してから、また市が再び買い取って公用車なりに使うていくと。こういったことが一番ふさ

わしいと思うんですがね。このことについては、今はそういったことをされてないやろ。業者に一旦渡して、それで修繕してもらって、それでまた新たに買い取るというような、そういう方向はどうお考えですか。

○議長（中上良隆君）建設部長。

○建設部長（樽井豪男君）今、議員言われたような形の修理方法はやっておりません。まず、本当に何も手を加えずに使える自転車に限られてくると思います。ましてや修理となれば、どの程度のお金をかけて修理するかというのを、それでまた、どこが修理するかというのが非常に困難かと思われます。

また、放置自転車ですので、修理してもじきにまた部品とか悪くなるというのは、かなり多く出てくると思いますので、できるだけほとんど修理せずに済むような形の自転車を、先ほどお答えいたしました各関係部署等に利用の問いかけを行い、その中で修理せんでもいいような自転車についてはしていきたいとは思っております。

以上です。

○議長（中上良隆君）9番 上田君。

○9番（上田良治君）最初はそういう形で、なるべく修繕、修理の要らない、まだ使えるような自転車をどんどんどんどん活用して、出先機関のいろいろなところに対しましては、これからも増やしていただきたいということをお願い申し上げまして、次の質問に移ります。よろしく願いしておきます。

○議長（中上良隆君）9番 上田君の再質問を保留して、1時まで休憩をとりたいと思います。よろしく願います。

（午前11時49分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（中上良隆君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

9番 上田君、再質問。

○9番（上田良治君）水路の清掃、水路の維持管理についてということでお答えいただきました。

まず1番の、予算はいくらぐらい要るのかということですが、相当の予算が要るということで、このことについても、市民の皆さんが清掃活動をしていただいておりますということで、大半の予算は使わなくて済んでおるということで、協働によるまちづくりが行われておることがよくわかると思われま。

それと2番なんです、住民からいろんな意見があるんですが、当局はどのように考えておられるのかということで、お答えをいただいたんですが、一つ、再度お伺いしておきたいことは、農家の方が言うには、農業用水路といっても、一般の方々の住民の生活排水、あるいは工業廃水、そういったのも流入しておるということで、農家専用水路で今はもうないということですね。全体的に見て。

そういったところで、農家の者だけが負担をして、今まで水利組合の方が自分の米はおいしく育てたいということで、整備を組合管理で行っていただいておりますわけなんです、最近については、地域の皆さんにもご協力をいただいて、合同によって環境整備をしていただいておりますということなんです、しかし、全市的に見ますと、やはり行き渡っていないのが現状であると思うんですね。

そういったことで、うちの家は下水につないでおるから関係ないんだ、そういったことを言われる方もおられますし、また、農業をしていないのでうちは関係ないと、そういったことを言われる方もおられます、今後については協議によるまちづくり、そういった中で、環境美化の観点から、一人でも多くの方がこういった作業に合同して対処できるよ

うな取り組み、市としてどういったことを市民に促していただいておりますのか、こういったところをお伺いしたいと思います。

○議長（中上良隆君）経済部長。

○経済部長（山本重男君）ただ今のご質問にお答えさせていただきます。

今、上田議員からの発言はそのとおりでございます、農業用水路は水利組合の管理となっております。公共下水道の未整備地区につきましても、一般家庭からの排水を農業用水路に流している地域が多々ございます。そのために、水路の草刈りや清掃につきましても、水利組合の方々と、それから排水をされている方、自治会等でございますが、この方が協力しながら行っているというものが実情でございます。

市といたしましても、今後も住民の方々のご協力によりまして、草刈りや清掃をお願いしていきたいと、お願いしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中上良隆君）9番 上田君。

○9番（上田良治君）お願い申し上げます。今後についても、水質保全、環境美化の啓発活動に力を注いでいただきますようお願いいたします、次の3番、都市下水路の分担についてなんです、これは置き去りになっておる箇所、そういったところは早急に予算をつけて改善をしていただければというところで、よろしくお願い申し上げたいんです。

それと、この都市下水路の維持管理の分担についてなんです、これはやはり、農業用水路と共用している水路もございまして、そしてまた生活排水を流している、そういった水路については、関係地域の方々が清掃を毎年行っているということで、管理していただいておりますということで、今回のように要望しなければ、そのまま協働によるまちづくりな

んで、姿だけで中身がないということでございますので、毎年これに見合う予算、そういったものをきっちりつけていただいて、行政が今後やらなければならない箇所については、要望が上がる前にきっちり改善していただきたいということで、これも要望で結構です。お願い申し上げます。

それから次の、小・中学校における暑さ対策についてなんですが、これは市独自の調査というんですか、そういったものは詳しくアンケート等は行っておらないということであるんですが、一つお伺いしたいのは、暑さ対策だけではなくしてクーラーとかそういったもので暑さ対策をしているところがあるということで、まずお伺いしておきます。

というのは、鉄道や幹線道路などの、騒音から窓を開けられない状況にある学校に対しては、冷房設置をされている学校があるということで、本市の状況についてはそういった環境については調べておられるのかどうか、現況をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（中上良隆君）教育長。

○教育長（森本國昭君）鉄道等、例えば清水小学校等については、南海が通るときにはやかましいということはあるわけでございますけれども、そういったことはまだ考えておりません。今後どうやっていくか、いろいろ今後、検討する余地があるかもわかりませんが、まだ実施に至っておりません。

○議長（中上良隆君）9番 上田君。

○9番（上田良治君）それと、2番なんですけど、今後の対応についてということで、いろいろと財政的に厳しいということで、クーラーの設置については今のところ考えておらないと。それで扇風機ですか、19年度から小学校、教室の前後の壁ですか、1台ずつ設置していくというお答えをいただいたんですが、扇風機、壁掛けになると思うんですが、天井

扇、天井につける扇風機、この天井扇については、壁掛けよりははるかに効果的にも高いということで、こちらの設置を検討されたのかどうか。そしてまた、財政的なものもあると思うんですが、最上階に行くほど教室の温度も高くなっていくということで、この最上階について言えば、最上階だけでも天井扇を設置してあげたらなんと、かように思いますので、そういったことについてはどういうふうなお考えなのか。

それと、小学校から順次扇風機を付けていくというお答えをいただいたんですが、これは何か優先順位的なものがあるのかどうか。どこの地域からずっと設置していくのか、どこの学校から、そういったところをお伺いしたいと思います。

○議長（中上良隆君）教育次長。

○教育次長（西本健一君）扇風機につきましては、平成19年度から柱本小学校で先行して設置しております。それで、20年度は紀見小学校、境原小学校、恋野小学校の3校で予定しております。

それと、優先順位ももちろんそうなんですけれども、天井扇の設置についての検討ということですが、私のほう、その部分ではちょっと承知はしてないんですけども、通常の前と後ろの扇風機で設置しておることになっております。

以上でございます。

○議長（中上良隆君）9番 上田君。

○9番（上田良治君）天井扇設置は検討されておらない。これは財政的なものなんですか、それとも耐震、強度的なものなんですか。

○議長（中上良隆君）教育長。

○教育長（森本國昭君）それは財政的な問題からでございます。前と後ろで気分的にも涼しいということですが、児童生徒も、つけている学校はその点で大変喜んでくれておりま

す。別に、天井扇をはじめから実施する予定はございませんでした。

○議長（中上良隆君）9番 上田君。

○9番（上田良治君）こういうことですね。夏場の教室の温度といいますと、だいたい30度からこれ、超えておるということなんですね。そういった中で、子どもたちが授業をとり行われておるということで、今もう各家庭にクーラーがある時代で、学習能率を考えれば、やはりクーラーを設置してあげるのが必要であるんですが、そういったところで、現在クーラーの設置を県下においても7校で実施しているところがあります。

調べますと、有田川町と紀の川市ということで取り組みをされておるようですが、県の教職員組合も今年の7月と9月に、各教室の温度、そういったものを調査いたしまして、各市町村に今後とも再度対応を求めていくということで、扇風機を設置していくということなんですが、そういったことにおいても、今後においては、やはりクーラーの設置も考えていっていただきたいということを強く要望申し上げまして、質問を終わりたいと思います。

それと、次の小学校の運動会について入っていきます。

お答えをいただいたんですが、だいたい今年も9月に実施していくと。一週間ほど遅らせるという学校があると思うんですが、9月といいますと、例年もそうなんですが、もう残暑というより酷暑の運動会となっておるということで、子どもたちの安全対策が一番緊急の課題となっておると思うんですね。

そういったことで、学校長あるいはPTAとのいろいろ協議によって、運動会の開催時期を決めておるということなんですが、私は去年の運動会を見ていても、従来の対策しかできていない学校があるので、教育委員会の

ほうにお願いをしておるんです。

そういった中で、対策をしていないと判断した理由なんですが、それは、まず先ほども教育長から答弁あったんですが、児童生徒にテントを設営する、日よけなどを設置しておるということなんです。これはそういった、どうなんかわからないんですが、私の去年参加した運動会にあっては、児童生徒にテントを設営するなどの日よけ対策をしている、そういったことはなかったですね。それと、スポーツドリンク、そういったものを持たせていないというのも理由です。それからクールスポットなどの設置、それから冷水などを補給する給水タンクの設置、グラウンドへの散水、こういったことがあるんですが、教育委員会として細心の注意を払うように、各学校に対して指導を強めていただきたいと思います。この児童生徒席にテントを設営するということは、行われている学校はあるんですか。

○議長（中上良隆君）教育長。

○教育長（森本國昭君）そういう方向でという指導はしております。この間、土曜日ですか、高野口小学校が運動会を行いまして、児童の上にもすべてテントを張っております。一般席はテントは全くございません。本部席はございますけれども。

いろいろ考えるに、これから元気な子ども、子どもの健康は大変大事なので、これはいいわけですがけれども、ちょっと一般的に見て、大人、おじいさん、おばあさんはテントなしで座っておられる、小学校の1年から6年まではテントの下でじっと座っておると。そういった状況を見まして、これはちょっと甘やかし過ぎるん違うかなという感じをしながらも、ちょっと見せていただきました。子どもの健康等は大事だと思うんですけども、反面そういう感じもしました。もっとやはり子ども

もたちは、鍛える面も大事にしていかなんといかなのかなど、反面そういう思いをして運動会を見せてもらったところでございます。

○議長（中上良隆君）9番 上田君。

○9番（上田良治君）去年、隅田小学校の運動会に出席した、参加したときには、本部席、来賓、それと敬老会的なところ、テントの設営ございました。そういったことで、今はもう9月にとり行われておるといこと自体が、酷暑、非常に安全対策をしっかりしていかなければならないといこと、熱中症によって救急車で搬入されるような事態が、今年もそういうことであってはならんといこと、それでテントだけじゃないんです。スポーツドリンクをしっかり持たせていただけるように指導していただいたり、またクールスポット、そういったものと給水タンク、水筒のお茶がのうなったので、お母さん方がコンビニに再度給水運ぶ姿、大分見受けたんやけどもね。

そんなことでいろいろと細心の注意を今後とも各学校に対して、教育委員会のほうからもどンドン促していただきたい。そういうことを強く安全対策にとって配慮していただきたいと要望して、お願いしておきます。

○議長（中上良隆君）教育長。

○教育長（森本國昭君）今、議員言われてましたとおり、指導はしておるわけですが、徹底されてないところは、また十分徹底していきたいと思います。

それと、9月以降といこと、時期的にといお話でございますけれども、運動会も教育の、それは大事な一環でございます。やはり、何にしても子どもたちは主体的に物事を考えて、活動するといことが大変大事でございます。そうなってくると、夏休み期間中に子どもたちが実行委員会を開いて、いろいろぼくたちの体育祭は、運動会は、ぼくた

ちでするんやとい、そういう気持ちにさせることが体育祭、あるいは運動会をすばらしい運動会にすることになっておりまして、自分たちの運動会、やらされる運動会ではない運動会、体育祭にしていきたいという観点で、夏休みを十分指導する期間に使っておりますので、その点もご理解をいただきたいと思えます。

○議長（中上良隆君）9番 上田君。

○9番（上田良治君）それと2番目の、運動会の開催時期を見直すお考えはあるのかといこと、今年も9月にとり行うといことでございますね。運動会の開催時期については、各学校、学校長あるいはPTAの方々と判断をしていくのがふさわしいんじゃないかと、そういったことなんですが、全校、市内全域見ましても、今年の高野口小学校については工期の関係ですか、暑さ対策じゃなしに工期の関係で6月にとり行うといことなんですが、それ以外については全部9月に開催されておるといこと、学校の都合で何かこう、行われておる気がするんですね。

運動会といのは、子どもを中心とした地域の大イベントでありますし、そのためには保護者、あるいは地域の皆さま方の声を十二分に大いに参考にしながら、良い運動会を今後とも進めていただきたい。

特に種目の設定や運営に関しましても、これまで以上に企画立案から児童に参加させて、子どもの創意工夫が一層生かされる運動会にしていきたい、かように思います。

温暖化の影響で、5月に今とり行われておる、梅雨時期の前に、5月に開催しておる学校も今、増えてきておるんですね。保護者の方からの意見もお伺いしましても、開催時期については見直していただきたいとい、そういった意見も耳にするんです。だから、今後については慎重に判断をしていただきたい。

来年以降になるんですがね。5月あるいは10月、11月。11月は寒いな。私は5月か10月の開催がふさわしいんじゃないかなと思うんですが、そういったことで、来年度、一回、十二分に協議していただきまして、よろしく判断していただきたいと思います。

○議長（中上良隆君）教育長。

○教育長（森本國昭君）議員の今の話を十分聞かせていただいて、参考にしていきたいと思います。

ただ、5月となれば、小学校、学年に入っ
てすぐの運動会、練習等ございますので、やはり子どもを中心に据えるならば、子どものいろいろな状況をつかんだ上でやっていくべきだと。それで運動会、体育祭というのはPTAと学校と共催事業でございまして、PTAの役員さんらと一緒に決めております。学校が一方的に決定しているのをご
ざいませぬので、お間違えのないよう
にご理解いただきたいと思
います。

○9番（上田良治君）終わります。

○議長（中上良隆君）これをもって、9番 上田君の一般質問は終わりました。